

性犯罪事件の被害者に対する裁判官の検討項目に関する研究：最近の判例分析をもとに

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-03-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山本, このみ, 小西, 聖子 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/723

■ 研究報告

性犯罪事件の被害者に対する裁判官の検討項目に関する研究 —最近の判例分析をもとに—

山本 このみ¹⁾、小西 聖子²⁾

1) 武蔵野大学大学院人間社会研究科博士後期課程

2) 武蔵野大学人間科学部

問題

刑事訴訟の過程で行われる精神鑑定の大半は、被疑者・被告人の責任能力の有無・程度に関する精神鑑定である（五十嵐，2012）。しかし、近年では被害者の精神鑑定の機会も増加している。

2012年の最高裁判決では、不法な監禁と暴行、脅迫によって被害者に心的外傷後ストレス傷害（Posttraumatic Stress Disorder；以下PTSD）を発症させ、精神的機能に障害を負わせたことが、刑法上の傷害にあたと認められた（最高裁判平24724）。今日では、特に性犯罪においてPTSDによる傷害致傷罪としての立件が検討されるようになり、被害者の負った精神的な「傷」を専門家の診断によって証拠化することが試みられている（小笠原，2010）。これにより、被害者の精神状態に関する意見書や鑑定書の作成が専門家に依頼される機会は増加しているが、このような被害者の精神鑑定の歴史は浅く、その報告や議論は十分とは言えないことが指摘されている（橋爪ら，2005）。

翻って犯罪の加害者、つまり被疑者・被告人の精神鑑定は、長年にわたりその知見が蓄積され、特に責任能力判断の問題については医学・司法の両領域で多くの議論がなされてきた。例えば、平田（2006）は責任能力の判断について「7つの着眼点」（表1）を挙げ、精神障害と事件との関連を検討する指標を提示した。これは精神医学の専門家としての判断基準だけではなく、法律家が判断する際の観点をふまえた一視点として現在も参考にされている。さらに、岡田ら（2009）によって「刑事責任能力に関する精神鑑定書作成の手引き」が提案され、被疑者・被告人の精神鑑定の標準化や裁判員裁判に応じた精神鑑定のあり方が、精神科医、法曹関係者の意見をふまえながら検討されている。このように、被疑者・被告人の精神鑑定では、医学・心理学的判断と司法的判断の橋渡しとなるような研究がなされてきたと言え、被害者の精神鑑定についても今後同様の試みが必要であると考えられる。

被害者が法律家（特に裁判官）から、刑事裁判においてどのような視点をもって評価されているのかということについては、これまで、法学を基盤とする立場と被害者支援や被害者心理の知見に基づく立場それぞれからの検討がなされてきたように思える。もっとも、法的な視点に立てば、刑事裁判における被害者は“証拠”の一つであり、その証拠の証明力（被害者供述の信用性の有無や程度など）に関する判断は、裁判官の自由な心証に基づくものである（刑事訴訟法318条）。したがって、裁判官が証人（被害者）について検討する際の一定の基準が明示されている訳では

表 1. 7つの着眼点

1	動機 の 了解可能性／了解不能性
2	犯行の計画性・突発性・偶然性・衝動性
3	行為の意味・性質・反道徳性・違法性の認識
4	精神障害による免責の認識の有無
5	元来・平素の人格に対する犯行の異質性・親和性
6	犯行の一貫性・合目的性／非一貫性・非合目的性
7	犯行後の自己防衛・危険回避行動の有無

ない。ただし、これまでの重要判例に基づき、いくつかの観点が示されている。

被害者や目撃者といった証人の供述の信用性を判断する際には、証言の①主観的価値と②客観的価値を審査する必要があるとされている（田中，2013）。①証言の主観的価値とは「証人自身の適格性」であり、②客観的価値は「証言自体の正確性」とであるとされる。さらに「証人自身の適格性」は「証人の誠実性」と「証言能力」によって決まるといふ。そして、それらは「証人が事件に対して有する利害関係の有無及び程度」、「証人の人格価値」、「証人の知覚、記憶（記銘及び保持）及びその再生（想起及び言葉による表現）の能力」であるとする。また、「証言自体の正確性」は、「供述者の知覚や記憶の客観的条件」、「証言内容の他の目撃者供述・客観的事実等との整合性」、「供述の経過」、「証言内容自体の合理性、自然性、迫真性、具体性、詳細性、一貫性等」、「証言の際の証人の態度」等を考慮して判断されるものであるとしている。

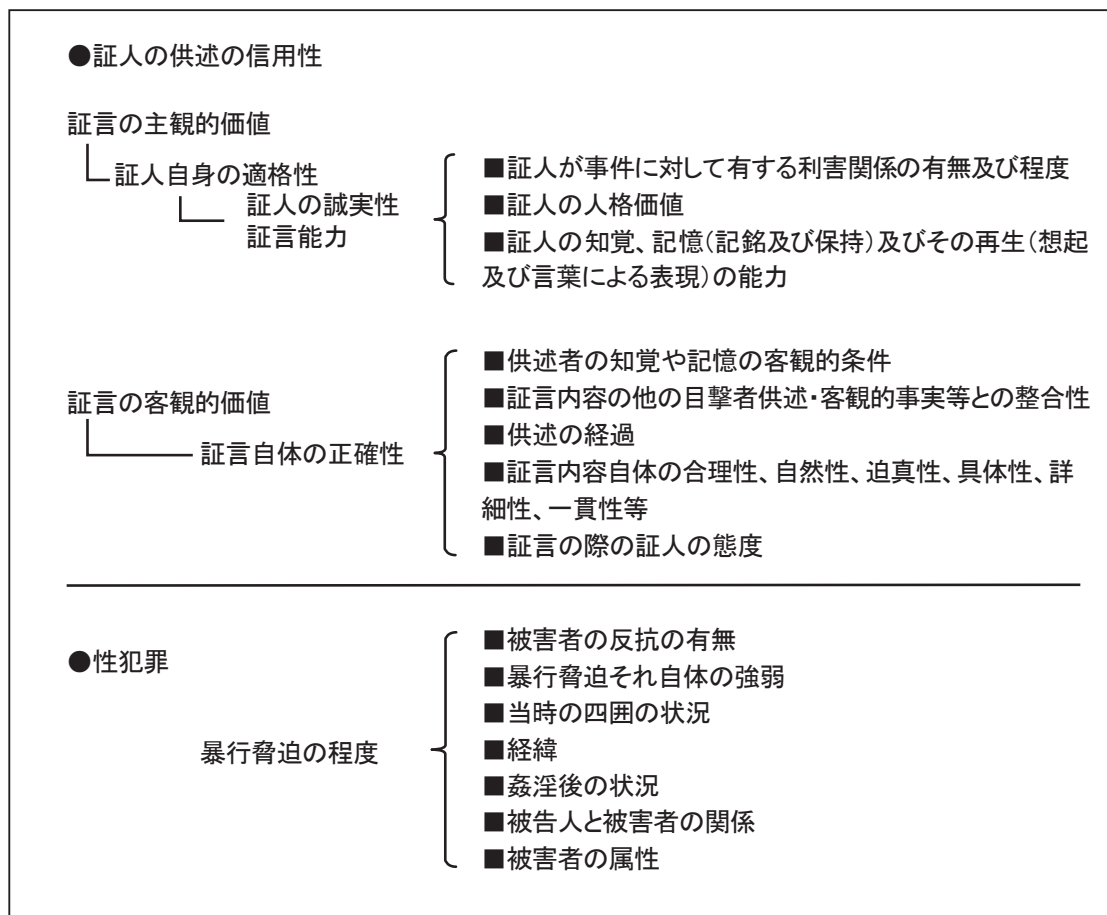


図 1. 裁判官の視点

このような被害者の供述の信用性に関する裁判官の判断のほかに、強姦罪における暴行脅迫の程度を判断する際の基準として「被害者の反抗の有無」、「暴行脅迫それ自体の強弱」、「当時の四囲の状況」、「経緯」、「姦淫後の状況」、「被告人と被害者の関係」、「被害者の属性」等の視点から考察検討することが示されている（これまで述べた裁判官の視点を図1にまとめて示す）。

一方、被害者支援や被害者心理の専門家の立場からは、これらの裁判官の判断基準に異議を唱えているものが多い。被害者の抵抗や合理的な行動の難しさ、記憶の問題等を挙げ、性犯罪被害者の実態と司法判断の乖離について検討している（杉田・養父, 2013; 太平, 2014）。

目的

刑事裁判において、裁判官が性犯罪被害者のどのような点に着目するのかという問題は、司法領域では主に「証人としての被害者」の観点から検討されてきた。一方、被害者支援や被害者心理の専門家は、これまで示されてきた判例に対して、個別的に、その専門的知見から性犯罪被害者の実態や特徴について考察を加えることで、司法判断に問題提起をしてきたと言える。これらは、刑事裁判と被害者について検討する際に重要な視座を提供するものであるが、一定の手続きに沿った方法で調査されたものは管見の限りないと思われる。近年、被害者鑑定の需要が高まっていることに鑑みると、法律家がどのような視点で被害者を評価しているのかを整理することは、今後の被害者鑑定のあり方について検討するために有用であると考えられる。本研究では、特に議論になりやすい性犯罪事件に焦点を当て、判例から被害者に対する裁判官の検討項目を明らかにすることを目的とする。

方法

対象

対象は、判例を網羅的に収録したデータベースである「法律情報データベースLEX/DB」に掲載されている、平成1年から平成29年の性犯罪事件（強制わいせつ罪もしくは強姦罪）に関する判例であった。判例の抽出には、次のような条件を設定し、検索を行った。

民刑区分：刑事事件

法条：刑法176条（強制わいせつ）OR 刑法177条（強姦）

キーワード：被害者

期間：平成1～29年（2017/7/31時点）

検索の結果、120件が該当した。次に、これらは強制わいせつ罪もしくは強姦罪を罪名に含む判例ではあるが、その他の罪（性犯罪以外の罪名）を含む判例も抽出されているため、全てを精査し、性犯罪のみを審理の対象とする判決を抽出した。さらにそれらを全て精査し、図2に示す理由で分析の対象とならないと判断した6件の判例を除外した。最終的に24件の判例が本研究の対象となった。

方法

対象となった24件の判例を全て精査し、被害者について言及されている部分を全て抽出した。ただし、抽出する範囲は判決書の「裁判所の判断」・「当裁判所の判断」等、結論

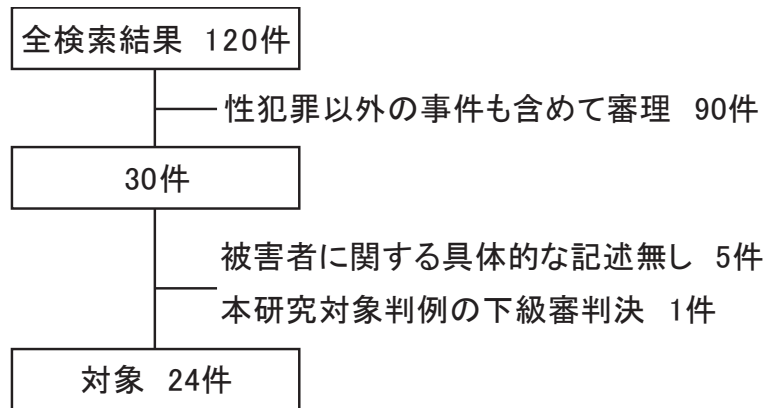


図2. 対象判例の抽出手順

が記述されている項目に限定して抽出した。その上で、それぞれの内容を要約し、カテゴリー別に分類した。カテゴリーの生成については、先行研究によって示されていた裁判官の視点(図1)を参考にした。

結果

属性

対象となった判例の24件の一覧を表2に示す。罪名は強制わいせつ、強制わいせつ未遂、強姦、強姦未遂の4種別であり、強制わいせつが最も多い結果となった(表3)。被害者の性別は男性1名、女性25名であり、平均年齢は15.9歳(4歳~26歳、不明2件)であった。

表2. 対象判例一覧

番号	裁判所	判決日	判決	事件番号
1	地裁	平成1年10月3日	有罪	浦和地裁昭和62年(わ)第1335号
2	最高裁	平成1年10月26日	破棄自判	最高裁昭和63年(あ)130号
3	高裁	平成3年3月26日	破棄自判、無罪	名古屋高裁金沢支部平成2年(う)第27号
4	地裁	平成4年2月17日	無罪	東京地裁平成3年(わ)第551号
5	高裁	平成4年3月12日	破棄自判、有罪	大阪高裁平成1年(う)第534号
6	地裁	平成8年1月8日	有罪	東京地裁平成7年(刑わ)第545号、第777号
7	地裁	平成8年10月22日	有罪	神戸地裁姫路支部平成8年(わ)223号
8	地裁	平成9年11月17日	有罪	名古屋地裁岡崎支部平成8(わ)364号
9	地裁	平成11年12月1日	有罪	静岡地裁浜松支部平成11年(わ)第209号
10	高裁	平成12年8月2日	破棄自判、無罪	東京高裁平成12年(う)第911号
11	地裁	平成12年10月19日	無罪	福岡高裁宮崎支部平成26年(う)第9号
12	地裁	平成14年3月27日	無罪	大阪地裁平成12年(わ)第1753号
13	高裁	平成14年12月5日	破棄自判、無罪	東京地裁平成13年合(わ)第18号
14	高裁	平成16年2月19日	破棄自判、有罪	東京高裁平成14年(う)第66号
15	地裁	平成17年6月2日	有罪	東京高裁平成15年(う)第1885号
16	高裁	平成17年12月5日	棄却	札幌地方裁判所平成16年(わ)第1469号
17	地裁	平成18年6月28日	有罪	東京高裁平成17年(う)第2023号
18	最高裁	平成21年4月14日	破棄自判、無罪	和歌山地裁平成18年(わ)第126号
19	高裁	平成21年6月11日	破棄自判、無罪	最高裁平成19年(あ)第1785号
20	高裁	平成24年2月21日	破棄、無罪	東京高裁平成20年(う)第856号
21	高裁	平成25年11月28日	棄却	福岡高裁那覇支部平23年(う)第32号
22	高裁	平成26年5月2日	棄却	東京高裁平成24年(う)第2060号
23	地裁	平成27年10月16日	無罪	東京高裁平成25年(う)第798号
24	高裁	平成28年1月12日	破棄、無罪	大阪地裁平成26年(た)第22号

表3. 罪名別件数 (のべ)

罪名	件数
強制わいせつ	18
強制わいせつ未遂	1
強姦	5
強姦未遂	3
合計	27

被害者に対する裁判官の検討項目

カテゴリーは①被害者の虚偽供述の可能性、②被害者の知覚、記憶及びその再生の能力、③被害者の知覚や記憶の客観的条件、④目撃者供述・客観的事実等との整合性、⑤被害者の供述内容の合理性・自然性、⑥被害者の供述内容の迫真性・具体性・詳細性、⑦被害者の供述内容の一貫性、⑧被害者の供述態度、⑨被害者の抵抗の有無、⑩暴行脅迫それ自体の強弱、⑪被害当時の四囲の状況、⑫被害の経緯、⑬被害後の行動、⑭被害者の特徴の全14カテゴリーが抽出された(表4)。さらに、カテゴリー毎の具体例(一部抜粋)を表5に示す。

①被害者の虚偽供述の可能性では、被害者が被害の有無や被害内容について虚偽の供述をしておそれや、それによって被告人を陥れる動機がないかどうかについて検討されていた。次いで②被害者の知覚、記憶及びその再生の能力では、被害者の記憶力や認識、想起の正確さを検討することで、被害者の供述内容や犯人と被告人の同一性に関する信用性の判断を行っていた。特に被害者が年少者の場合は、被暗示性や周囲に迎合する可能性についても言及し、供述の信用性が判断されていた。また、記憶の一部が不明確であっても、被害当時の恐怖や動揺等を考慮した上で、

表4. カテゴリー名と定義

番号	カテゴリー名	定義
1	被害者の虚偽供述の可能性	供述された被害内容が虚偽である可能性、被害者が被告人を陥れようとする等の動機
2	被害者の知覚、記憶及びその再生の能力	被害者の記憶力や思い違いの可能性、(特に年少者の場合)被暗示性や周囲に迎合して供述することの可能性
3	被害者の知覚や記憶の客観的条件	被害者が犯人を知覚した状況・条件、記憶に残りやすい容易な情報や特徴(反対に特徴的でない場合に、被害者が犯人と被告人を誤って認識している可能性)
4	目撃者供述・客観的事実等との整合性	その他の客観的証拠による被害者の供述内容の裏付け
5	被害者の供述内容の合理性・自然性	被害者の供述内容、被害当時の心理や行動の合理性、自然性
6	被害者の供述内容の迫真性・具体性・詳細性	被害を体験していなければ語りできないような迫真的内容、具体的・詳細な供述
7	被害者の供述内容の一貫性	被害者の供述における不自然な変遷の有無、変遷があった場合の合理的な説明
8	被害者の供述態度	被害者の供述中の態度や応答の仕方
9	被害者の抵抗の有無	被害時の抵抗、逃走を試みの有無、無い場合の合理的な説明
10	暴行脅迫それ自体の強弱	被告人が被害者に加えた暴行脅迫の程度、被害者の反抗を著しく困難にする程度の暴行脅迫
11	被害当時の四囲の状況	被害当時の周囲の様子や状況
12	被害の経緯	被害に逢うまでの経緯
13	被害後の行動	被害後の被害者の行動(通報や相談等)
14	被害者の特徴	被害者の外見、性意識

表 5. カテゴリー毎の具体例（一部抜粋）

①被害者の虚偽供述の可能性	<p><被害者>が自らの恥辱体験を創作して被告人を罪に陥れる動機は直ちに真には見いだし難い。</p> <p><被害者>の公判供述については……ことさら存在しない事実を付け加えて供述したり、被告人を陥れようとする意図も認められず、合理性もあると認められる。</p>
②被害者の知覚、記憶及びその再生の能力	<p><被害者>は、明るくて活発で大人びており……年上の子供とも同等に遊ぶほどであった。記憶力や供述能力に劣るところはないと考えられる。</p> <p>本件の時間帯のほか被害者の受けた恐怖感や動揺等を考慮すれば、同女の記憶の一部に不明確な部分があるからといって、同女の証言の基本的信用性に影響を及ぼすものではないというべきである。</p>
③被害者の知覚や記憶の客観的条件	<p>被害者は、犯人（成人男性）の着衣、自転車、リュックサック及び携帯電話機の特徴について供述しているが、これらは、被害者が正確に観察し、記憶することが容易な事柄である。></p> <p><被害者の視力が低く、当時コンタクトレンズを装着していなかったことをふまえると>良好な観察条件とはいえず、犯人の同一性の識別に直結する容貌についての観察は、心許なさを否定できない。</p>
④目撃者供述・客観的事実等との整合性	<p>防犯ビデオカメラの映像自体からは……被害者の意思に反して引っぱっていったことや被害者が抵抗していたことが明らかであるとはいえず……防犯ビデオカメラ映像は、被害者供述と矛盾しないという程度で裏付けとなるにとどまる。</p> <p><被害者>が……同女の身体を束縛していた被告人との接触により、その着衣や身体等に何らかの損傷や痕跡が残されて普通であり……損傷や痕跡が残るのを免れることはできないものと思われるのに、証拠上はこれは一切存在しないのであって、本件犯行が実際に行われたとするといわなければならないのである。</p>
⑤被害者の供述内容の合理性・自然性	<p>本件被害者の状況については、その前後の経過、周囲の状況、自己の行動や内心などと関連させながら供述がされているところ、その順末はごく自然な流れになっている。</p> <p><被害者>の公判供述については……当時の同女の心理状態や行動の説明として、自然であり、合理性もあると認められる。……同女の前記供述内容は、脅迫を受けた後の行動の選択としても、自然で合理性があるといえる。</p>
⑥被害者の供述内容の迫真性・具体性・詳細性	<p>必ずしも自ら被害を体験した者でなければ供述できないような具体性や迫真性があるとはいえない。</p> <p>被害者の上記供述は、自己の被害状況及びその前後の状況、同女と被告人とのやりとりなどについて、非常に具体的かつ詳細に供述するもので……実際に体験した者でなければ容易に語り得ないような臨場感に富んだ内容である。</p>
⑦被害者の供述内容の一貫性	<p><被害者>の供述は合理的理由なく、服を脱がされた場面の抵抗状況について変遷したものといえる。</p> <p><被害者>が……わいせつ行為を受けたことに関しては、<被害者>供述は概ね一貫しており、かつその内容に特段不自然なところも見受けられず、その点に関する信用性は十分に認められる。</p>
⑧被害者の供述態度	<p><被害者>は……前後で矛盾したり、動揺したり、あるいはあいまいになったりしておらず、問いに対して答えをはぐらかさず、その供述態度は真摯性がうかがわれる。</p> <p>やや無責任かつ投げやりな供述態度も見受けられたこと……も併せ考えると、<被害者>供述の信用性については慎重に吟味しなければならない。</p>
⑨被害者の抵抗の有無	<p>被害者に直面して必死で抵抗しているような状況が窺えなかったとしても被害者を責められないのはもとより、格別不自然ともいえない。</p> <p>このような被害に遇ったという被害者>は、その難を免れるため本能的にでも相当の抵抗を行うはずであるのに、<被害者>証言が述べるその際の同女の対応というのは、およそ抵抗と呼ぶには程遠い行為にとどまっているばかりでなく、同女自身が必死の抵抗をしたこと自体を言いはばかっているようにさえ見えるのが奇妙である。</p>
⑩暴行脅迫それ自体の強弱	<p>被告人は、<被害者>に対して……突然、電話をかけて……同女を心理的に追い詰めたものであるから、これは、当時の具体的状況の下、社会通念からみて、被害者の抗拒を著しく困難にする程度の害悪の告知であることは明らかである。</p>
⑪当時の四囲の状況	<p>被告人の母が全く<犯行>に気づかなかったというのも不自然であり、他方で、聞こえていたにもかかわらず被告人の母が知らないふりをしたとも考えられないのであって、この点でも<被害者>及び<被害者>のきょうだい>の各旧供述の内容に疑念を生じさせるものといえる。</p> <p><他者>に行為が露見するような状況におけるわいせつ行為があり得ないとまではいえないが、やや不自然であることは否定できない。</p>
⑫被害の経緯	<p><被告人>風評から、警戒心を抱いていたのであるが、被告人よりゲームを買ってあげるとの誘いをためらいながらもその誘いに乗るといふ供述は、心理的にもごく自然である。</p> <p>被告人がいわゆるナンパや援交の際に被害者と合意の上で性的関係を保持することを目的に声を掛け、いったん被害者との間で一定の合意が成立し、一定の性的接触がされたが、その後、行き違いや被告人の心無い言動など、何らかの被害者の感情を書き生じてトラブルとなり、被告人が逃げ出した事実におけるやり取りとみても矛盾しないものである。</p>
⑬被害後の行動	<p><被害者>が本件当日夜から複数回被告人に電話をしたことは、それ自体、<被害者>が被告人に対して悪感情を抱いていたのではないかと推測させる方向に動く重要な事情と評価すべきである。></p> <p><被害者>は……家族や警察に相談することもできないほど、事態を切迫したものと感じて畏怖していたということができ、よって、警察等に相談しなかったからといって、畏怖していなかったとは、到底いえない。</p>
⑭被害者の特徴	<p><被害者>は……長く水商売と呼ばれる仕事を続け、本件当時はキャバクラのホステスをしていた……女性であり、経験した仕事の中にはアダルトビデオの出演なども含まれていたこと、同女は、少女時代から本件発生までの間に相当多数の男性と性関係を保持したことが認められる。</p> <p><被害者>は……初対面の男性四名を含む被告人ら五名と一緒に雑魚寝までしているのである。このような事情を総合すると、<被害者>は、一般人から見ればかなり自由な性意識を持った女性であるといわなければならない。</p>

*判決文は原文をそのまま引用したものであるが、意味が通るように筆者が省略・要約を加えた点はそれぞれ……、<>で示している。

被害者の信用性には問題がないと判断した判例もあった。③被害者の知覚や記憶の客観的条件では、被害者が被害内容や犯人を記憶・認識するに至った過程の状況や観察条件について検討されていた。被害者が観察・体験した状況が記憶に残りやすい容易な、または特徴的な情報であったか、そうでない場合に、誤って被告人を犯人と認識しているおそれがないかについて着目していた。④目撃者供述・客観的事実等との整合性では、被害者の供述が他の客観的証拠によって積極的に裏付けられるかどうかを検討されていた。さらに、⑤被害者の供述内容の合理性・自然性では、被害の経過や被害者の心理や行動について、客観的に見て合理的であるか、不自然ではないかといった観点から検討がなされていた。⑥被害者の供述内容の迫真性・具体性・詳細性においては、実際に被害を体験しなければ語れないような迫真性をもった供述であるか、具体的・詳細に被害の状況や経過等が述べられているかという視点から、被害者の供述の信用性について判断されていた。⑦被害者の供述内容の一貫性では、捜査段階や公判段階で被害者の供述に不自然な変遷がないか、変遷がある場合に、それが合理的であるかどうかについて検討されていた。⑧被害者の供述態度では、被害者の真摯な態度や率直さが見られるかどうか、受け答えの様子が不自然ではないかといった観点から、被害者の虚偽供述のおそれや信用性について検討されていた。⑨被害者の抵抗の有無では、被害時に被害者が抵抗しているか、または逃走を試みているか、被告人に対して不快感などを示しているかといった観点から検討されていた。このような「抵抗」を被害者が見せない場合に、被害者の供述内容を不自然であると判断する場合もあるが、一方で被害時の心理状況等を考慮し、「抵抗」できないことは不自然ではないとする判例も見られた。⑩暴行脅迫それ自体の強弱では、被告人が被害者に与えた暴行脅迫の程度や、それによって被害者の反抗が困難であったかについて検討されていた。⑪被害当時の周囲の状況では、周囲の反応や周囲に犯罪行為が明らかとなる状況であったかどうかについて検討することで、被害者の供述内容の信用性について判断がなされていた。⑫被害の経緯では、被害に至るまでの状況から、被害事実の有無や合意の有無について判断することを試みていた。⑬被害後の行動では、被害後に被害者がどのような行動を取っていたかに着目することで、被害事実や合意の有無、暴行脅迫の程度について検討していた。被害後に被害場所や被告人に接近することが、不自然であると判断している判例もあれば、被害後に被害を訴えることができなくとも、被害当時の心理状況を考慮すると合理的であるという判断を下している判例も見られた。⑭被害者の特徴は、被害者の外見や性に対する意識について検討するものであった。異性とどのように性的関係を持つ傾向にあるかといった視点から、犯罪事実や合意の有無に関する判断をしていた。

各カテゴリーの判例数

さらに、各カテゴリーに該当した判例数を算出した（表6）。24件中、半数以上の判例で検討されていたカテゴリーは①被害者の虚偽供述の可能性、④目撃者供述・客観的事実等との整合性、⑥被害者の供述内容の迫真性・具体性・詳細性、⑦被害者の供述内容の一貫性の4カテゴリーであった。

表6. カテゴリー毎の判例数

カテゴリー名	判例数
①被害者の虚偽供述の可能性	13
②被害者の知覚、記憶及びその再生の能力	11
③被害者の知覚や記憶の客観的条件	8
④目撃者供述・客観的事実等との整合性	14
⑤被害者の供述内容の合理性・自然性	10
⑥被害者の供述内容の迫真性・具体性・詳細性	15
⑦被害者の供述内容の一貫性	16
⑧被害者の供述態度	8
⑨被害者の抵抗の有無	11
⑩暴行脅迫それ自体の強弱	1
⑪当時の四囲の状況	4
⑫被害の経緯	5
⑬被害後の行動	8
⑭被害者の特徴	4

考察

性犯罪事件の被害者に対する裁判官の検討項目として、14のカテゴリーが抽出された。さらに、①被害者の虚偽供述の可能性、④目撃者供述・客観的事実等との整合性、⑥被害者の供述内容の迫真性・具体性・詳細性、⑦被害者の供述内容の一貫性については、本研究の対象となった判例の半数以上において検討されていた。また各カテゴリーは、裁判官が判断を下す際の基準として用いられているものではなく、あくまでも一視点として位置付けられているものであり、裁判官は自由心証主義に基づき、個別の事例について検討していることが示唆された（例えば、②被害者の知覚、記憶及びその再生の能力では、明確な記憶が無いことで被害者供述の信用性が低く判断される場合もあれば、記憶の一部が不明確であっても、被害当時の心理状況を考慮した上で、被害者の信用性には問題がないと判断した判例も見られた。また、⑨被害者の抵抗の有無についても、「抵抗が無いことが不自然」とする判例もあれば、被害時の心理状況から「抵抗」できないことは不自然ではないと判断する判例も見られた。）。

裁判官は被害者について様々な視点から検討しているが、一つには被害者が虚偽を述べているおそれがないかという点を重視しているようである。司法領域では当然、事実の「真偽」ということに重点が置かれるが、臨床場面では被害者の「主観的な事実」を扱い、それをよく理解することが必要とされる。この点について岡田（2001）は、臨床家が法廷で証言を求められる際の立場の難しさを指摘している。

また、被害者の供述が他の客観的な証拠によって積極的に裏付けられることも重要な点であった。松田（2013）によっても、被害者の供述が現存する客観的証拠と符合するか否かが極めて重要であることが指摘されている。しかし、性犯罪は他者に露見しやすいような状況で発生することはほとんどなく、犯人と被害者との一対一の状況であることが多い。それゆえに、被害者の供述の裏付けとなる客観的証拠が十分でない場合も少なくない。目撃証言が得られにくく、証拠の保全よりも身体の清潔等が被害者にとっては優先されるために、物的証拠の収集も困難である（後藤, 2014）。それにより、裁判における事実認定が、被害者や被告人の供述を中心に進められることになり、供述内容の迫真性や具体性、詳細性、供述の一貫性など、被害者供述の信用性について検討することが重視されるものと推察される。

被害者が被害に関して述べる際の迫真性・具体性・詳細性という点について、裁判官は「被害

者が実際に被害に遭っているのであれば、ある程度の具体性をもって語られる」という前提に立ち、判断を下すことが多いと見られる。しかし、性犯罪という「トラウマ」の特徴から考えると、実際は必ずしもそうとは言えない。トラウマ的出来事に関連して見られる主要な症状として「回避」が挙げられるが、この症状によって被害者が、出来事のなかで最も苦痛な場面を語ることを避けたり、重要な点を隠したりすることは珍しくなく、特に司法に関わる評価面接の場面では評価者はこのような症状に注意しなければならないことが指摘されている (Dalenberg, C. J. et al, 2017)。また、「侵入症状」が強いために、被害者が質問に全く反応しなくなったりする場合があることも報告されている (橋爪ら, 2005)。これらをふまえると、性犯罪被害者について裁判官が着目している観点では被害者供述の信用性について正確な判断を下すことが難しい場合もあると言える。

さらに、性犯罪被害者が非合理的な行動をしまったり、合理的な行動をとらなかつたりすることは珍しいことではない。被害中や被害直後、被害者には時間感覚の変容や非現実感、離人感、身体からの離脱体験、身体イメージの変化、視野狭窄、痛みの知覚の変化、失見当識、記憶の欠落・欠損、混乱、注意や気づきの減退、自動的な行動 (自分自身で行動をコントロールできない) といった解離症状が見られることがある (Marmar, C. R. et al, 2004)。このような状態の被害者は、被害中や被害後の行動に合理性が欠けていたり、被害後の供述の内容に一貫性が見られないことがある。一般的に想定される「自然な」状態とは異なる可能性が高いのである。こうした観点から、性犯罪被害者の実態と司法判断の乖離という問題が、これまでも議論されてきたと言える。

ただし、これらの検討は、あくまでも性犯罪被害者やトラウマに関する医学的、心理学的知見を一般的事実として述べたに過ぎず、個別の事例において被害者がどのような状態であるのかということを裏付けるものではない。この点については、裁判官も様々な視点から被害者を評価しているが、本研究で明らかとなった検討項目を「評価基準」としてチェックリスト的に用いているわけではなく、あくまでも一視点として用いながら、最終的な判断を下していると言える。刑事裁判において「有罪」と認定するためには、最終的には、合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の立証が必要であり、そのためには、健全な社会常識に照らして、反対事実が存在するとの疑いに合理性がないと一般的に判断できることが必要となる (最高裁判平 19.10.16)。したがって、被害者と被告人との供述が対立している場合は、被告人の供述から得られる反対事実の存在が完全に否定されるほどではないが、一般的に見て合理性がないといえるほどに、被害者の供述が信用できることが必要となる。遠藤 (2013) によれば、被害者の供述は、その内容自体で信用性に疑問が生じ信用性が否定される場合もあれば、その内容のみでは必ずしも信用性がないとは言えないが、関係証拠上、被告人の供述に一定の合理性が認められることから、その被告人の供述を排斥して被害者の供述が信用できると言えるほどには、信用性を肯定できないため信用性が否定されることもあるという。つまり、あくまでも被告人の供述やその他の証拠との相対的な関係のなかで、被害者の供述が吟味され、評価されているのである。したがって、ここに性犯罪被害者に関する医学的・心理学的知見によって一般的な説明を加えても、それのみに依拠して判断が下されるわけではなく、あらゆる客観的事実を総合して最終的な法的結論が導かれる。

しかし、例えば性犯罪事件において、外見的には軽微な暴行脅迫とみられる場合でも、女性の意思決定の自由を阻害する危険性が大きいことについて、法曹三者や社会の理解も深まってきている (段林, 2003)。それゆえ近年では、暴行脅迫の程度評価に関して深刻に争われる事案が減少

していると言われ（川合, 2013）、本研究でも、⑩暴行脅迫それ自体の強弱において検討されていた判例は1件であり、この傾向が反映されていたと言える。このように、性犯罪被害者と司法判断の関係は、専門家による知見の積み重ねにより、徐々に変化しているものと考えられる。

今後は、本研究の結果をふまえながら、被害者に対して法律家がより適切な判断を下すことができるよう、被害者の精神鑑定のあるり方について検討していくことが必要である。

なお本研究は、判例を対象とした研究であり、性犯罪被害者に対する日本の司法領域全体の判断を網羅したものではない。また、罪名種別には偏りがあり、特に強制わいせつ罪事件における裁判官の視点を反映したものである可能性が高い。カテゴリーの生成にあたっては、一定の形式に沿って行ったが、筆者の主観による影響が無いとは言えない。今後は複数名でこれらの評価を行うことや、法律家の意見を聴取した上で再検討することが必要である。

引用文献

- Dalenberg, C. J., Straus, E., & Ardill, M. : Forensic Psychology in the Context of Trauma. In S. N. Gold (Ed), APA Handbook of Trauma Psychology: Trauma Practice ; 543-563, 2017
- 段林和江：性被害と被害者側代理人からみる問題点—痴漢被害を中心に. 季刊刑事弁護 35 ; 103-108, 2003
- 遠藤邦彦：強姦の成否（1）—被害者供述の信用性. 刑事事実認定重要判決50選（上）第2版（小林充・植村立郎編） ; 317-333, 2013
- 後藤弘子：最高裁判所の無罪判例の分析と問題提起—なぜ性犯罪無罪判決を歓迎できないのか. 性暴力と刑事司法（大阪弁護士会人権擁護委員会性暴力被害検討プロジェクトチーム編） ; 101-118, 2014
- 橋爪きょう子・小西聖子・広幡小百合・浅川千秋・中谷陽二：性暴力被害者の精神鑑定—鑑定の役割を中心に—. 臨床精神医学 34(6) ; 813-821, 2005
- 平田豊明：起訴前簡易鑑定の現状と問題点. 司法精神医学5巻 司法精神医療（松下正明編） ; 11-20, 2006
- 五十嵐禎人：刑事精神鑑定の現状と課題 司法精神医学からみた精神鑑定. 法と精神医療 27 ; 89-99, 2012
- 川合昌幸：強姦の成否（2）—反抗抑圧の有無. 刑事事実認定重要判決50選（上）第2版（小林充・植村立郎編） ; 335-349, 2013
- Marmar, C. R., Metzler, T. J., & Otte, C. : The Peritraumatic Dissociative Experiences Questionnaire. In J. P. Wilson & T. M. Keane (Eds), Assessing psychological trauma and PTSD ; 144-167, 2004
- 松田道別：被害者の供述の信用性. 刑事事実認定重要判決50選（下）第2版（小林充・植村立郎編） ; 293-303, 2013
- 小笠原和美：性犯罪によるPTSD致傷罪の立件事例. 警察学論集 63(7) ; 99-122, 2010
- 岡田幸之：犯罪被害者のメンタルヘルス 心的外傷後ストレス障害（PTSD）と犯罪被害 司法精神医学的な問題点. 臨床精神医学 30(4) ; 357-363, 2001
- 岡田幸之・安藤久美子・五十嵐禎人ほか：刑事責任能力に関する精神鑑定書作成の手引き 平成18～20年度総括版（ver.4.0）. http://www.ncnp.go.jp/nimh/shihou/tebiki40_100108.pdf, 2009

最高裁判所：平成19年10月16日判決. 最高裁判所刑事判例集61(7)；677, 2008

最高裁判所：平成24年7月24日判決. 判例タイムズ 1385；120-123, 2013

杉田聡・養父知美：二年判決の基本原則—「経験則」と「疑わしきは被告人の利益に」. 逃げられない性犯罪被害者 無謀な最高裁判決（杉田聡編）；123-158, 2013

太平信恵：最近の下級審の裁判例. 性暴力と刑事司法（大阪弁護士会人権擁護委員会性暴力被害検討プロジェクトチーム編）；60-97, 2014

田中康郎：目撃者の供述の信用性. 刑事事実認定重要判決50選（下）第2版（小林充・植村立郎編）；269-291, 2013